

2. 杉野屋の地区組織の概要と活動

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/4979 |

2. 杉野屋の地区組織の概要と活動

鏡 味 治 也

- I. はじめに
- II. 区の自治組織の概要
- III. 区の年間行事と活動
- IV. おわりに

I. はじめに

杉野屋は志雄町のなかでも比較的大きな集落で、かつては街道の宿場町としても栄えたという。この大きな集落もひとつの区として、いわゆる地域自治会を組織し、住民のあいだで区長以下の役員を選出して自治的な運営を維持している。

区の自治組織は域内に居住する住民を成員とし、その成員が活動費となる区費を分担出費し自らのあいだで役員を選出して、地区の社会的な営みを円満かつ円滑に遂行するための仕組みである。その社会的営みの中身には、域内の道路や集会場などの共同施設の維持管理、溜め池や用水など農業施設の維持管理といった基本的な生活基盤にかかわることのほか、区の神社の維持と祭礼の運営、区民の葬儀の際の相互扶助、さらには域内の治安警備や防災などの面での活動が含まれる。しかし治安警備や防災は、地方自治体の設置する警察署や消防署が主として管轄しており、区での活動はそれらを補佐するにすぎず、また農業施設も溜め池や用水路の改築工事によって、かつてのような区民総出の整備・補修作業が必要なものではなくなった。さらにかつては近隣の協力が不可欠だった葬儀の際の火葬も、近代的な火葬場（斎場）の出現により、今では簡便な手続きで済ませられるようになってきている。その結果、近年では区で自治的に運営する事業の内容は、もっぱら共同施設の維持管理と神社祭礼の運営をめぐるものになっている。ここではその自治的まとまりとしての区の組織立てと基本的な活動を概観する。

II. 区の自治組織の概要

杉野屋では1986年に、区の組織立てと運営の基本を定めた「杉野屋区条例」が制定、公布さ

れた。ここで定められた基本線は現在まで踏襲されている。以下ではその条例から基本的な項目をひろって紹介しながら、聞き取りで得たかつてのあり方なども補足して述べる。

1. 役員

区の運営を切り盛りする役員は、区長1名、副区長1名、裁許〔さいきょ〕1名、副裁許1名の計4人を執行部とし、それに前区長、集落出身の町会議員、農業委員が参与として加わり、また15の班から選出される15名の班長が協議員として加わる。この20名強の役員が定期的に協議会を開いて、区の事業を先導していく。なお、これにさらに年度会計の監査をする監査員が3名と、書記および会計を兼務する書記が1名、区長から班長への連絡にたずさわる用務員〔番頭〔ばんど〕〕とも呼ばれる)が1名置かれる。

区長、副区長および裁許の3名は、俗に三役と呼ばれ、区の運営の中心となる役職である。いずれも任期は2年で、新年の総会の際に選出される。ただし区長・副区長と、裁許・副裁許の任期は1年ずらしてあり、毎年交互に交代することになる。区長と裁許の選出方法は、総会による選出決定の前の年の暮れに、前任者を中心にあらかじめ候補者をつくろい、本人にも打診して内諾を得、また役員の間での了承をとりつけておく。候補者の選出は12月に三役と参与および協議員(班長)が集まって催される万雑集会(後述)の頃までになされ、万雑集会で候補者の仮決めがなされる。その候補者が新年の総会で提案されて選出の運びに至るわけだ。区長の仕事量は多く、また土木関係の仕事を司る裁許には専門的な知識も必要なため、誰でもできるというわけにはいかず、とくに近年は皆忙しくてなかなか手がおらず、こうした前もっての人選や打診が欠かせない。なお、副区長および副裁許は、新たに選出された区長あるいは裁許がそれぞれ適当な人を選び、協議会での承認を経て決定される。しかしこちらもなかなか手がいないのは同じで、区長や裁許の役を引受ける時にあらかじめ、この人が副になってくれるなら、と条件付きで承諾することもあるという。

区長は、文字どおり区の住民代表であり、区の業務を総括する役だが、区の内部の事業の取りまとめや差配だけでなく、住民の要望を町に持っていったり、また町からの伝達事項を住民に取次いだりする仕事も重要である。この町レベルで催される各種の会合や講習会に出ていくのが、区長としていちばん時間をとられる仕事だと聞いた。区長の再任は妨げられていないが、だいたい1期務めて交代するケースが多い。しかしときどき2期務める場合も見られる。十数年前までは、区長を務める人には専業農家が多かったが、近年では農協や教員の退職者になる例も多くなっている。

裁許というのは珍しい役名だが、この近在で明治の頃から続く由緒ある役職という。その仕事は区の土木関係の事業の裁量で、より具体的には区の溜め池の管理責任者を務め、農道や用

水の修繕などを差配し、また明治22(1889)年頃の地図を保管して山や宅地の境界線をめぐり問題の裁定役となる。このように、土木といっても農事に関わることが主だが、大事な役職であることは疑えない。今は総会で選出されるが、かつては区長が指名していたという。

前区長が参与として役員に加わるのは1期2年だけだが、集落から出ている町会議員や農業委員はその役職にあるあいだ区の役員も務める。

協議員となる各班の班長は、任期1年で、それぞれの班の中から選出され、総会で承認されて決まる。班長の役は班員の世帯のあいだで回り持ちで選ばれるのがふつうのようだ。班長の主な仕事は、協議会で決まったことを班員に伝え広めることで、かつては班長宅に班員を集めて伝達していたこともあったが、近年は回覧をまわしてすませるようになった。班長はかつては組長と呼ばれ、もう少し権威のある役職だったが、現在では回り持ちで選出されるようになったこともあって、取り次ぎ役の色合いが濃いものになっている。

監査役の仕事は区の年度会計の監査で、総会前の1回きりの仕事であり、定例の協議会には出席しない。

書記は区長が選んで任命し、会議の議事録を作成するほか、区の会計の仕事も兼ねる。用務員は区長からの連絡を各班長に伝えるのが仕事である。

2. 総会と協議会

区の会合は、原則各世帯からひとりずつが出席して行う総会と、役員のみで行う協議会からなる。

総会は区の最高議決機関であり、定例の総会は、毎年1月の第2日曜日に催されることから「初総会」とも呼ばれ、120名ほどが出席するという。ここで前年度の決算報告がなされ、新年度の事業計画を審議し、また新しい区長や裁許を選出する。2001年度の総会次第を見ると、区長挨拶、議長選出、事業・会計報告、会計監査報告、質疑応答、役員改選(新班長発表・裁許選出)、事業に対する要望、となっている。総会は区内に集会場が1980年に建てられて以来そこで開かれている。

定例総会のほかに臨時総会というものが条例には規定されているが、これは何か区で大掛かりな事業や大事な懸案がもちあがったときに随時開かれるもので、定例総会は新年の初総会の年1回だけである。

協議会は区の運営に携わる実務的な会合で、監査員をのぞく役員が出席して行われ、通常1、3、6、9、12月の年5回の定例協議会が設定されている。まず総会後の1月の協議会では、区長や裁許や班長以外の役員の決定承認が行われ、また新年度の事業の具体的な運営について話し合われる。3月の協議会では、溜め池や用水の清掃(「江掘り」という)などその年の区の

協同作業が始まるのを前にして、その人夫賃が決められる。6月は中間決算の前であり、事業の進展を見ながら区費の前期分の徴収額を決定する。9月は秋祭りをひかえてその準備や運営の手配が主な議題となる。12月の協議会は万雑集会とも呼ばれ、年度末で決算の準備と区費の徴収額の調整にあたる。またこのときに来年度の区長や裁許の候補者の仮決めを役員のあいだでおこなう。こうした通常の議題のほかに、そのときどきに区民から出された要望や懸案事項についてもとりあげられることは言うまでもない。こうして話し合わせられ協議会として決定された事柄は、文書にして区民に回覧される。

総会では議長を選出して（前年度の班長の中から選ぶ）議事を運び、また総会や協議会の案内や議事録も文書にして配布、回覧するなど、運営が非常に整備されているが、そうなったのは区条例が定められた20年ほど前からのことだという。この頃に現在の集会場も建てられて区の事務所としての場所も確保され、現在見るような区の運営形態が定まったのだと言えよう。それ以前は総会は区長が切り盛りし、また区の事務所も区長宅に置かれるなど、区長の発言力がもっと強かったものと思われる。

3. 区費

区の活動財源は、区民から毎年徴集する区費にその多くを頼る。区費は「万雑 [まんぞう]」と呼ばれ、年2回に分けて徴集される。

区費の種類は、一般万雑、農業万雑、山万雑の3つからなる。一般万雑は区の世帯すべてにかかり、また農業万雑は水田を持つ世帯に、山万雑は山林を保有する世帯にかけられる。

世帯ごとの徴収額の算定、またその算定方法を万雑割（まんぞうわり）というが、それは万雑の種類によって違う。一般万雑は現在では平均割（あるいは均等割）、つまり必要額を世帯数で割った額が課される。ただし生活保護を受けている世帯などはその半額に減額される（半減割）。しかしそうなったのはここ4、5年のことで、それ以前は所得額の大小も勘案した算出になっていた。つまり世帯ごとの年間の所得額を調べて、いくつかの等級に分けた額の中から見合ったものを割り振るやり方（所得割）で、これで総徴収額の5～6割を集め、残りを平均割で割り振るといったやり方をしていた。しかし役場が世帯の所得の記録を見せてくれなくなったので、現在のようなやり方に変えたのだそうだ。

それに対して農業万雑は世帯が保有する田の面積に応じた割り振り（反別割）、山万雑もやはり山林の保有面積にもとづく割り振り（台帳面積割）である。田の場合も転作した場合などいくつかの等級を設けていたが、算出に手間がかかるため、単純に面積だけにもとづくように最近したという。

区の運営費用、つまり年度予算は一般会計と農業会計の二本だてになっている。2001年度の

決算報告を見ると、一般会計の総額は350万ほどで、そのうちの300万ほどが区費の徴収分である。1世帯あたりの負担額は2万円弱になる。いっぽう農業会計の方は総額250万円ほどで、そのうちの100万円強が万雑による徴収金であり、それ以外の収入は各種の助成金や補助金、また区内の田をつぶして建てられた工場からの補填金が占めている。

区費の徴収は毎年7月末と12月末の2回に分けて行われ、現在ではほとんどの世帯が銀行口座からの引き落としで、集金の手間はかからない。ただ区の財政運営は、あらかじめ年頭に予算をたてるのではなく、年度末に事業活動費を集計して、その決算額をもとにその年の徴収額を割り出す方式をとっている。そのため夏の徴収(中間万雑と呼ばれる)では、各世帯から前年度の徴収額の半額を課すようにしている。そして決算がかたまる年末に、あらためてその年の世帯ごとの負担額を算出し、夏に徴集した分をそこから差し引いて年末の徴収額とする、といった手続きをとる。特別な事業がないかぎり毎年の区の事業は定例のものが多くを占めるため、こうした一種の出来高払いが可能になっている。

4. 集会場

現在区の事務所が置かれ、また集会の場所になっている集会場は、1980年に建てられた。正式名称は「構造改善センター」といい、ちょうどその頃に区内の水田を対象として行われた構造改善事業にあわせて造られた施設である。建築費用の2割が区民による負担で、残りは町と県が支出した。そのため建物施設は志雄町の企画財政課の管轄下であり、修繕費なども町が8割近くを補助し、また今年になって「志雄町公民館杉野屋分館」の看板も掲げられて、町の施設としての位置づけも明示された。しかし土地は区のものであり、また施設の日常の管理運営も区がおこなう。

集会場の鍵は区長が預かり、区の記録文書や祭りの獅子などが保管されているほか、大きな広間は区の総会や各種の会合に使われ、公民館活動の拠点であると同時に区の集会場として実質的な機能を果たしている。なお、現集会場が建てられる以前、この土地には保育所があったという。

5. 班

集落は居住区によって15の班に分けられている。戦時中は14の隣保班があったが、その後班のひとつの世帯数が増えてふたつに分割されて、現在の15の班になったという。

班は班長の選出母体となるほか、葬儀の際の相互扶助のまとまりの単位であり、まだ区内の火葬場で火葬していた時には班員が交代で火の番をしたという。また神社の秋祭りの際には、15の班が4つの組に分かれて神輿をまわすが、それぞれの組の中で毎年当番班を決め、その当

番班が神輿の宿を提供する（班長の家を宿にする班もあれば、回り持ちで宿を決める班もあるそうだ）。そしてその宿に神輿が回ってきた時に班員が集まり、神主が班員の名前を読みあげて祈りを唱える。これを班祭りというが、以前は一軒々々神輿を寄せて祈っていたのを、時間がかかり過ぎるといので、40年ほど前から班ごとにまとめてするようになったのだそうだ。このほかにも、班員がお金を積み立てて一緒に食事会をしたり旅行に行ったりする班もあるなど、班は住民のいちばん身近で実践的な近隣のまとまりと言える。

Ⅲ. 区の年間行事と活動

区の年間行事は、区内の公共設備の維持管理と、神社で行う定期祭礼に大きく分けられる。2002年の総会に出された前年度の事業報告を見ると、前者としては3月の野ネズミ駆除と溜め池や用水の清掃（江掘り）、7月の道路愛護デーがあげられている。また後者では1月1日の元旦祭、2月9日の成祝（なりわい）祭、3月20日のおいで祭、4月25日の春祭、5月14日の鎮火祭、9月14日の秋祭、11月23日の新嘗祭と、つごう7回の祭礼行事があげられている。

春の溜め池・用水の清掃と、夏の道路愛護デーは、前者は江掘り、後者は川刈りと呼ばれ、集落総出の共同作業だった。江掘りはこれからはじまる農作業に先立って、溜め池や用水の補修とたまった泥の清掃などをおこない、川刈りは集落内の道や農道の草を刈る、農村地帯で一般に見られる共同作業である。しかし溜め池も用水も近代的な補修工事がなされてからは、それほど清掃作業も必要なくなり、今では江掘りには班長が出るのみという。

祭礼のうち、3月のおいで祭については詳しく聞くことができなかったが、正月の元旦祭、4月の春祭、5月の鎮火祭、そして11月の新嘗祭は、神事としては区の役員が参拝して神主が祝詞をあげる程度である。鎮火祭はかつて3月と5月の2回行われていたが、5年ほど前から5月に一本化された。何百年か前に神社が燃えたことにちなんだ行事だという。

2月の成祝祭はこの集落独特の行事で、数え年の3歳児がお参りをし、また男42歳、女33歳の厄年のお祓い、61歳の還暦祝も合わせて行う。また9月の秋祭は、神輿と獅子舞の出る集落いちばんのにぎやかな行事である。いずれも後の章で詳しくとりあげる。

これらのほかにも、かつては1月に左義長が、また6月には虫送りが集落の行事として行われていたが、左義長は40年ほど前にすたれ、虫送しも5、6年前に神主が要望してやらなくなったという。

これらの活動を財政面から見てみると、2001年度では一般会計のうち約100万円を祭典費に充て、そのうち90万円が秋祭の費用であり、これが集落いちばんの行事であることが財政面か

とも言える。また一般会計から約35万円が集会場の維持費に、40万円弱が街灯料金など区内の公共設備の維持費に、また農業会計から約65万円が農道の補修や裁許の必要とした人夫賃に充てられている。これ以外の出費で多いのは、一般会計では60万円弱が使われた役員報酬等の人件費、30万円弱の消防団や公民館活動担当者への諸手当、また農業会計でもおなじく50万円弱の人件費、そして約80万円の溜め池や用水の維持管理の負担金である。

しかしこうした定例行事の遂行だけが区の仕事ではもちろんない。2002年の1月の協議会で話し合われ、文書にして回覧された議事録には、総会の席や班長などを通して区民から寄せられたさまざまな意見や提案に関する協議会での検討事項が載せられている。例えば用水の水配分についての要望や転作田が草刈りされてないことへの苦情に対しては、裁許を通じて対処するよう回答されている。川にゴミを捨てないでほしいとか、飼い犬の糞をちゃんと始末してほしい等の苦情も寄せられている。またバスの運行、農道の舗装や町道の配備といった、町への要望も多く、協議会ではその取り次ぎを約束している。議事録には合わせて、協議会で取り決めた人夫賃などの決定事項や、神輿の修理などの報告、予定されている野ネズミ駆除等の事業のお知らせ、公民館分館長や農業委員などの推薦依頼が載せられており、役員と区民のあいだの双方向的な連絡媒体の役目を果たしている。こうした仕組みを見ても、少なくとも協議会議事録が文書で回覧されるようになって以降、区の運営は役員が何でも取り決める上意下達型のものではなくなっていることがわかる。

IV. おわりに

ここでは杉野屋の住民で構成される区という自治的まとまりの組織立てと活動内容を簡単に概観した。ここで見たように区は、この地に生活する住民の地縁的なまとまりの母体として、自ら代表を選び、また費用を分担して拠出しつつ、話し合いにもとづき公共の社会を維持しようと努める、地域に密着した真に自治的な機構だと言える。